

洋服の青山ダイソー&アオヤマ100YENPLAZA高松十川店

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定による変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年五月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

有限会社エステートA S J 高松市十川西町六七二番地二

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

洋服の青山ダイソー&アオヤマ100YENPLAZA高松十川店 高松市十川西町字露尾六七一番四ほか

3 変更した事項

一 大規模小売店舗の名称

変更前 洋服の青山PANTS+A高松十川店

変更後 洋服の青山ダイソー&アオヤマ100YENPLAZA高松十川店

二 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

青山商事株式会社

変更前 代表取締役社長 宮前省三

変更後 代表取締役社長 青山理

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

大規模小売店舗において新たに小売業を行う者

株式会社青五 広島県福山市王子町二丁目一四番三八号

4 変更年月日

3の一の事項及び3の三の事項 平成十八年四月二十一日

3の二の事項 平成十七年六月二十九日

5 変更する理由

3の一の事項及び3の三の事項 当該大規模小売店舗において新たに小売業を行う者の入店があり、併せて店舗の名称を変更したため

3の二の事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更のため

二 届出年月日

平成十八年五月十九日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十八年五月三十日（火曜日）から同年十月二日（月曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十八年十月二日（月曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

二 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

三 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

四 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇-八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ